# 独立行政法人国立国語研究所の中期目標

（序文）

独立行政法人通則法（平成１１年法律第103号）第２９条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであり，国語施策の立案，国語教育，外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり，一層の振興を図る必要がある。

このため，研究所は，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を実施し，これに基づく資料を作成し，公表すること，関連する情報及び資料を収集・整理・提供すること，外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修等を行うとともに，国の国語施策の立案上参考となる資料を提供する等，我が国の国語及び外国人に対する日本語教育に関する研究の中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため，研究所の中期目標は，以下のとおりとする。

## I　中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成１３年４月１日から平成１８年３月３１日までの５年間とする。

## II　業務運営の効率化に関する事項

1　現行の組織を見直し，多様な研究需要に対応できる，機動的かつ柔軟な研究体制を整備すること。また，共同研究や研究協力など関係機関等との有機的な連携協力を推進すること。

2　研究所の業務運営について，外部有識者に指導・助言・評価を求め，全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう，効果的，効率的な運営を行うこと。

3　職員の意識改革を図るとともに，業務運営を見直し，効率化を図ること。具体的には，運営費交付金を充当して行う事業については，国において実施されている行政コ

ストの効率化を踏まえ，業務の効率化を進め，中期目標の期間中，毎事業年度につき新規に追加される業務，拡充業務分等を除き１％の業務の効率化を図る。

## III　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表

(1)　近年の国際化，情報化，都市化，少子高齢化等の社会状況の変化は，人々の言語生活や言葉遣いなどにも少なからぬ影響を与えている。研究所においては，これらのことを踏まえて，書き言葉・話し言葉両面にわたって基礎的・実践的な調査研究を実施し，国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図る必要がある。特に，次の事項の基盤形成に資するための成果を提供すること。

①　国語教育，日本語教育，種々の社会人研修等における音声，文字・表記，語彙，文法，敬語，方言等の指導

②　近現代語を対象とする辞書編集

③　話し言葉の言語情報処理（音声の自動認識・解析等）の分野における研究開発

(2)　国際交流の活発化等に伴い，国の内外において日本語学習者が増加している。この学習者の増加は，学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており，これに対応した日本語学習の支援を図る必要がある。

このため，研究所においては，外国人に対する日本語教育に関する基礎的・実践的な調査研究を実施し，その振興を図ること。

特に，日本語教育の実態及び動向の把握，日本語教育教材及び指導法の開発，教師養成カリキュラムの改善等に資する成果を提供すること。

(3)　我が国の国語施策及び日本語教育施策を展開する中で，研究所はこれら国の施策の企画立案に資するための調査研究等を実施するとともに，資料を作成し，提供すること。

(4)　日本語の国際的な広がりに鑑み，調査研究の成果を広く諸外国の日本語研究者へ提供するとともに，共同・協力体制の整備を推進するため，国際的なシンポジウムを毎年実施すること。

### 2　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成，公

表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供

(1) 報告書，学会誌，研究発表会，ホームページ等を通じ，調査研究の成果を公表し，国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図ること。

研究発表会については，年１回以上実施するとともに，研究発表会に参加した者の８０％以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。

(2) 啓発図書等の発行，国民一般を対象とした公開事業等の推進を図り，国語について国民の意識を高めること。

啓発図書等の発行については年２種以上，また，公開事業等の実施については年５回以上行うとともに，参加した者の８０％以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。

なお，公開事業等の実施に際しては，研究所以外での実施も考慮すること。

(3) 研究所が所有する情報・資料を国内及び海外の利用者へ積極的に提供するため，情報・資料のデータベースの構築を推進すること。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえるため，情報・資料を提供できる環境の整備を図ること。

また，図書資料の公開を推進し，平成１７年度に予定されている立川市への移転と同時に本格的に実施できるように努めること。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施

外国人に対する日本語教育に従事する者の質的向上及び従事しようとする者の養成を目的とした研修を実施するとともに，その充実を図ること。

具体的には，外国人に対する日本語教育の基礎的・実践的な調査研究の成果を踏まえつつ，研修参加者の目的，需要に応じた研修カリキュラムを設けること。

また，当該研修に参加した者の８０％以上から高い評価が得られるよう研修内容の充実を図ること。

4 附帯する業務

(1) 海外における日本語教育指導者の養成が急がれる中で，外国人を中心とした，指導者の養成を図るための新たな大学院教育について参画し，連携・協力すること。

（2） 研究機関等の求めに応じ援助及び指導を行うこと。

（3） 広報活動及び施設の公開を積極的に行い，国民に開かれた業務運営の推進を図るとともに，広報誌の刊行，ホームページの充実等に努めること。

## Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに，自己収入の確保に努め，適切な財務内容の実現を図ること。

1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また，自己収入額の取り扱いにおいては，各事業年度に計画的な収支計画を作成し，当該収支計画による運営に努めること。

2 管理業務の節減を行うとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図ること。

## Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

1 立川市への新築移転に関し，関係機関等との連絡調整を行うとともに，新築移転後の管理運営が適切に行われるよう検討し，実施すること。

2 人事管理（定員管理，給与管理，意識改革等），人事交流の適切な実施により，内部管理事務の改善を図ること。